

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏 名	茂木 隆文
所属又は職業等	東しゃこたん漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

マダラの水揚げは2014年から右肩上がりが増えていますが、その要因は明確にわかっていないところかと思えます。

水産庁の資源評価結果説明会では、マダラの沖合底びき網漁業の標準化 CPUE から資源量相対値の推移を推定し、今後のマダラの資源管理について、2系規則を適用した管理基準値案を提案しているものの、浜が納得できる手法説明が必要と考えます。

沿岸漁業は沿岸に来たものしか獲ることができず、マダラに期待するところが非常に大きいです。沿岸漁業者は、夏場はホッケ、エビ、冬場はスケトウダラやマダラを獲り生計を立てています。昨年はホッケ、エビが不漁であったことや、ホッケの魚価安、スケトウダラ TAC 規制等により漁家経営は一段と厳しさを増しています。このような中、マダラの資源管理の導入によって、スケトウダラの時と同様にマダラが思うように漁獲できない状況となることを危惧しています。

マダラの資源管理については、机上の計算による管理手法だけではなく、厳しい浜の現状を聞いていただき、沿岸漁業に配慮した資源管理となることを要望します。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

後志地区について、漁獲量は漁法ごとに収集されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

2系評価の目標水準の具体的な数量や、取り組む意義について、漁業者が理解できるように説明してほしい。

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

シナリオ選択にあたり、今後の資源の見通しや、具体的な数量の推移を示してほしい。

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

資源水準が急に増えたときには漁獲が過度に制限されないようにしてほしい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

操業期間や漁具に制限があることに加え、近年はスケトウダラのTAC規制や時化により出漁が減少している。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ホッケ、エビ、スケトウダラも含む漁業関係者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

浜の現状を直接聞き入れ、TACにより操業停止にならないようお願いしたい。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	蝦名 修
所属又は職業等	北るもい漁業協同組合 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

資源管理を進めることは容易ではないことは承知している。
マダラ資源増加傾向は昨今特に顕著であり、維持に努めて行かなければならないと期待を持ちたい。しかしながら資源管理を重要視するあまりに本来の漁業経営に不安を募らせる施策は本末転倒である。そもそも資源管理は、漁業経営と資源維持は両輪でなくては意味がない。当地区で漁獲されるマダラは混獲であるが、混獲魚種の管理手法やそもそも数量管理する意義が全く理解できない。それ自体が漁業者に理解されない最大の原因である。マダラ資源のために、漁獲対象となる主要魚種の生産を制限されることはあってはならない。数量管理よりも資源管理協定による資源管理へ考え方を変更すべきである。マダラ資源を、現在の目標管理基準値を上回る高い水準で維持することによって、本当に将来的に漁業経営の収支バランスが向上できるのか、現在の地方の水産加工業者の収容規模や処理能力、流通能力はどの程度か、資金不足、従業員不足などの構造的な問題は解決できるのか。資源管理目標にマダラ製品価格と消費の見通しなどをどう反映するか、漁獲から販売生産までを総合的に生業とする漁業と資源管理が連携を維持できるシナリオでなければ最終目標は達成されないものと感じる。漁業の再構築を目指す上で資源管理が将来の北海道日本海でマダラを生産する漁業が日本海で魅力を発揮できる魚種になるように願いたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

沖底の漁法特性により漁獲情報が収集しやすいのは理解はできる。
しかし、根本的な資源全体の利用は、沿岸漁業の方が漁場の範囲が大きいと判断している。沿岸と沖底により収集できる漁獲情報には相当の乖離がある。漁船規模の相違や漁法の違い、漁獲の違いなどあるものの沿岸漁業者の漁獲情報の収集をしないうちで沿岸漁業者が漁獲する資源を評価することは実際の資源状態を適切に評価できていないのではと考える。
どの程度の情報が必要か最低限な収集体制を検討し、全体的な資源利用状況を踏まえて評価することが妥当である。沿岸での情報収集については、銘柄（尾数入）、漁獲トン数、金額は最低情報として収集するには容易であり、事前に沿

岸側に打診されれば操業海域や操業回数等もある程度収集体制が構築できるため、収集体制を構築することで、より精度の高い現状資源の把握ができると思われる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果以前に、資源評価するにあたり研究機関の調査手法が道総研と水研で一致した調査内容であったのか、仮に意見の相違や評価上の課題として認識されている部分があるのであれば、それが正しく我々に伝えられているのが危惧される。

資源評価の高水準となる理由が年級群によるものだとしても、それだけが資源増加理由に本当に当たるのか、マダラの来遊経路の調査や北方圏からの跨り資源の来遊等も考慮しなければならず、昨今の海洋環境も時間をかけて十分調査する必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

マダラ資源の不透明さを表現した余剰生産モデルの考え方、CPUEの標準化、2系ルールなどによる漁獲シナリオが示されたところだが、具体的な数量目標や将来の見通しが示されないまま漁獲シナリオを描くのでは、漁業者には説明しても理解されない。机上の論だけでなく、現場の意見を良く聴取して資源増加傾向にある中で、資源の活用がどうあるべきか、資源を有効的に利用するシナリオでないとステークホルダー会議で理解されないと考える。

そのためには、高水準な資源をいかに効率的に漁獲するべきか十分な時間をかけ実態をを踏まえたシナリオを描くべきだ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

底魚による他魚種への影響は大きい、特ここ数年、スケトウダラやマダラの資源増加に伴い日本海北部海域でのえび資源が急激に減少傾向にある。これには道総研も底魚による捕食が要因の一つではないかと指摘している。特定魚種の数量管理をあまり重視過ぎると他の魚種への捕食圧力が増加し、資源低下を招くことになり、当該漁業者等の漁業経営存続にも関わることを考慮する必要がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

多くの地域で混獲魚種であることから親魚の取残しとなる制限が必要と考えるが、日本海特有の季節的な時化等による休業などを資源管理措置を設けることで足りるのでないか。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

多くの地域で混獲魚種であるため、マダラ資源を漁獲する漁業利用者と体長制限、禁漁期間を想定した場合、将来の若手漁業者の意見も聴取してはどうか。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TACありきの議論ではないこと、漁業者のためになる資源管理であること、漁業

経営を考えた施策であることが説明すべき重要な課題と考える。
目標管理基準や漁獲シナリオのみの議論だけでは会合では理解されない

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

マダラ資源を混獲する全漁業種類を対象

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

我々からすると、ロードマップで示されたスケジュールを強硬に進めるイメージがあるため、誤解を招いていることも有るかも知れない。検討部会からも漁業者の理解を得て進めるとしている水産庁に対してステークホルダー会議では、漁業者が納得しなければ、その要点を伺い理解できる努力を惜しまず会合を持つように進言してほしい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	湯田 博明
所属又は職業等	香深漁業協同組合 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

マダラは当地域において有史以来、冬期間における漁船漁業の重要な魚種であり、現在においても漁船漁業経営の柱として、刺網、はえ縄によって利用されております。ここ数年は 2015 年前後の年級群が漁獲対象として本格加入したことから、過去にない豊漁が続いております。マダラの漁場はロシア海域と接する北側ほど漁獲量が多く、昔から漁業者は、ロシア海域から回遊してくる資源だと認識しております。また安定した資源ではなく、数年ごとに豊凶を繰り返す資源であると認識しております。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源評価を実施するにあたっては、沖底船の漁獲報告や水産現勢等の統計資料等を利用していると思われるが、沿岸漁協では銘柄別 (尾数) の集荷、販売、精算が主流となっております。このことから、漁獲努力量とあわせて情報を収集するシステムを構築すれば、もっと精度の高い情報が収集できると考えます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ここ数年の資源増加がどのような要因により起きたのかが整理されていない。
- ・親と子の関係、再生産の仕組みがわかっていない。
- ・ロシア海域との跨り資源の可能性が高い中、国内海域だけで数量管理ができるのか。
- ・資源量の把握に必要な客観的な情報が不足である。

以上のことから MSY ベースでの数量管理を導入するには、まだ時間をかけて検討すべきと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

これまでの魚種で議論されてきたような資源管理目標や基本的なシナリオにこだわった高すぎる目標設定ではなく、過去の利用実態を踏まえた適切な目標を設定すべき。卓越発生したものを積極的に有効利用するようなシナリオなども含め、②に記載した検討の結果を踏まえて採択すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

食物連鎖の上位に位置するマダラをMSYベースでの高い資源水準で維持することで、他のTAC魚種および他の有用水産物に与える影響を十分に検討すべきと考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

加入の予測ができない一方で成長の良いマダラ資源を持続的に有効利用するのであれば、数量管理よりも実効性のある未成魚に対する漁獲圧抑制対策が相応しいのではないかと考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

マダラを利用している全ての関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

管理対象とするならば、現在検討されている、2系ルールの詳細な科学的根拠およびデメリットを説明することが重要。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

管理対象とするならば全て。ただし混獲での漁獲に対しての柔軟な対応が求められる。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

現在のTAC魚種、検討されているTAC魚種、それぞれ単一種でのMSYベースの管理となっているが、食物連鎖のなかでのそれぞれの魚種の関わりや、競合する餌生物などの基礎研究について現状を説明願いたい。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	山口 浩志
所属又は職業等	地方独立行政法人北海道立総合研究機構中央水産試験場

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本資源に関して、生態や分布回遊に不明な部分が多いことや資源評価の基礎となる年齢査定の高齢化から、他の数量管理が導入されている魚種よりも資源変動に関する理解が進んでいない状況である。近年の資源増加は、系群の分布の北端にあたる礼文島周辺やノース場での漁獲量急増に始まり、北海道日本海の各地に広がった経緯を鑑みると、サハリン西岸からの移入の可能性は否定できない。資源評価には本資源が高水準になった原因としてレジームシフトも考慮に入れているが情報が不十分である。今年度さらに新しい資源評価方法が導入され、手法の理解や成熟も進んでない状況である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

主要港での漁獲量および銘柄別漁獲量の収集体制は確立しているが、オホーツク海と日本海に跨る地区での銘柄組成の把握が困難な状況である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源水準が急激に高くなり過去最高の水準となっているが、現在の超高水準の状態を維持することが、海域全体の漁業生産の向上を図る上で適切かどうか、ステークホルダーで十分に合意形成を図る必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現在の資源が高水準の状態から急激に減少した際に、デフォルトのHCRよりも厳しいルールが採用されている。新2系ルールである過去5年平均の漁獲量に基づくABC算定により獲りすぎないように採用されたHCRであるが、資源が減少した（通常の状態に戻った）際には、かなり厳しいルールであると認識している。一方、通常状態に戻ったときにのHCRを改訂する条件や超高水準であった期間の資源水準をどのように扱うか議論が不十分であった。水研機構は、資源が減少してから考えれば良いという見解。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

本資源は混獲魚種であることから、狙い操業以外では微小な混獲が多いという特

性上、数量管理が導入された際には、それらの漁獲報告（水揚げではなく）が正確に上がってくるか不明瞭。また、深海から漁獲されるので放流による生残は期待できない。したがって、混獲の可能性のある漁業では操業自体を取りやめる必要がある。このことから、本資源に数量管理を導入することによる漁業経営への打撃は大きいと思われる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

未成魚漁獲回避のための体長制限に準ずる措置（刺し網の目合制限、小型魚の多い海域での漁場移動など）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

本資源を利用する漁業種および本資源が餌生物として利用している資源（ホッコクアカエビ、トヤマエビ、ズワイガニ、ホッケ、ニシンなど）を対象とする地域、漁業種、関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

（２）②に記載したとおり、高位捕食者である本資源が高水準である状態を維持することが、本資源以外を利用する漁業者にとって望ましい状態であるのか、合意形成を図る必要がある。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（２）④に記載したとおり、本資源では微小漁獲によって様々な影響が想定されることから、管理対象をマダラを主対象とする漁業などに限定するなど柔軟な対応が必要。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源評価について資源状態や評価手法に関する議論が不十分なまま、スケジュールありきで半ば強引に進んでしまっており、これは水研の研究者の方が委託元からの指示であれば対応せざるを得ないことが原因である。また、資源評価会議においては本来不可分の管理方策についての議論がなされていない。これら、評価と管理方策の理解や議論が不十分でありながら会議を終えなければならなかったツケを漁業者が支払うことにならないように、十分な議論の時間の確保をお願いしたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	伊藤 保夫
所属又は職業等	小樽機船漁業協同組合 組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

北海道の日本海周辺水域における、水研機構等の調査船による調査の実態が全く不明。3～4年前からスケトウダラ日本海北部系群に係る水研機構との意見交換会でホッケと並行してマダラの状況についても現場からの聞き取りが始まったばかり。資源評価の精度に疑問を抱く。

北海道の日本海側で操業する沖底船はスケトウダラ、ホッケを主対象として漁獲しているが、以前はある時期に固まった場所での漁獲であったが、近年はいつでも、どこでもマダラが漁獲されていて数量も増加している。そのような状況で、スケトウダラは厳しいTAC数量管理をされて、ホッケ道北系群資源でも自主規制を実施している。沖底船は混獲する漁法であり、マダラまで数量管理をすることになれば、漁業経営に大きな影響を与えることになる。

魚価についても、沿岸漁業も含めて全道的に豊漁となっていて、全道の日別の量模様によって大きく変動する現状となっている。

スケトウダラ日本海系群については20年以上TAC管理をされて、TAC数量も厳しい状況で管理されているが、資源評価については、調査船調査に加えて、あれだけデータがある中で、毎年大きくぶれている状況であり、マダラについての調査船調査等の実態はどうなっているのか。漁獲量と沖底船のCPUEデータで、目標値等の計算は出来るのだろうか、その信ぴょう性には疑問を持たざるを得ない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

現状の漁獲成績報告書における漁獲報告について、1日総漁獲量を1海区で報告しているが、実際は、与えられた少ないスケトウダラTACを考えながらの操業をしており、1日でも数海区を利用しているのが現状。単純にその報告によるCPUEを標準化した評価には疑問がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価の精度の向上を優先すべき。評価結果が漁業現場で理解を得られる状況になってからの試算とすべき。2系ルールによる評価では資源管理目標の信頼性が欠ける。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

マダラは1個体の重量がバラバラで、そもそも1個体別の重量測定をしていない魚種の数量管理には疑問。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

6月16日から9月15日まで3か月禁漁

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全道的にマダラが陸揚げされている状況で、関係する漁業者全てからの意見を聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価の精度の問題。2系ルールで沖底だけの漁獲データを使用している点。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

マダラを漁獲している全ての漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	風無 成一
所属又は職業等	稚内機船漁業協同組合 組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

2018年以降、漁獲量が増加している資源であり、評価結果説明会でも出ていたが、2013年級、14年級が域外からの移入との話も出ていたし、そもそも、北海道周辺における系群構造がよく分かっていないとされていて、加えて、ロシアからの移入も当然あると考えられることから「跨り資源」と言わざるを得ない。

また、マダラは魚食フィーダーであり、食物連鎖の頂点となっている魚種で、この魚種を必要以上に増加させることに対する研究が急務ではないか。過去にはマダラが増えたことで甲殻類への影響が出てタラバガニ資源が枯渇した外国での事例もある。

北海道の日本海側で操業する沖底船はスケトウダラ、ホッケを主対象として漁獲しているが、近年はマダラの漁獲が増加している。そのような状況で、スケトウダラは厳しいTAC数量管理をされて、ホッケ道北資源でも自主規制を実施している。沖底船は混獲する漁法であり、マダラまで数量管理をすることになれば、漁業経営に大きな影響を与えることになる。

マダラは1個体が大きく入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算している現状でありそもそも数量管理が出来るのか。厳密には1尾毎に重量測定をして数量管理をするべきであり、それは絶対に無理な現実。

スケトウダラ日本海系群については20年以上TAC管理をしているが、資源評価については、調査船調査に加えて、あれだけデータがある中で、評価については、毎年大きくぶれている状況であり、マダラについての調査船調査等の実態はどうなっているのか。漁獲量と沖底船のCPUEデータで、目標値等の計算は出来るのだろうか、その信ぴょう性には疑問を持たざるを得ない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告について、入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算している現状であり、1個体毎の重量測定は出来ない現実。入れ目についても、船毎で違いがある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価の精度の向上を優先すべき。評価結果が漁業現場で理解を得られる状況になってからの試算とすべき。2系ルールによる評価では資源管理目標の信頼性が欠ける。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

マダラは1個体の重量がバラバラで、そもそも1個体別の重量測定をしていない魚種の数量管理には疑問。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

6月16日から9月15日まで3か月禁漁

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全道的にマダラが陸揚げされている状況で、関係する漁業者全てからの意見を聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価の精度の問題。2系ルールで沖底だけの漁獲データを使用している点。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

マダラを漁獲している全ての漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	柳川 延之
所属又は職業等	北海道機船漁業協同組合連合会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

先に公表された本資源の資源評価の中の分布・回遊で、本資源はサハリン西岸の北方海域の資源とは独立した地域集団と40年以上前の当会の記念誌で記載されている内容が書かれているが、大きく海洋環境が変わっている近年における資源についての研究機関による研究はどのようになっているのか調べたものがあるのか。先の評価結果説明会でも、道総研の関係者からは近年の漁獲量の増加については、域外からの移入としか考えられないとの発言もあり、ロシアからの移入も含めて「跨り資源」と言わざるを得ない。

本道の日本海側で操業する沖底船は、ホッケ、スケトウダラを主対象として操業しているが、ホッケについては平成24年から自主規制措置を実施し、スケトウダラについては厳しいTAC管理がされている。その結果、限定された海域での操業が行われている。そのような状況で、2018年以降マダラの漁獲量が増加しているが、その要因についての研究が先ではないのか。

また、マダラは底生生活に入ると魚類等を補食していて、漁獲された胃袋の内容物を見れば、ホッケ、スケトウダラ等が多く確認できる。マダラ資源を増加させる影響を研究した方が良いのではないのか。ホッケやスケトウダラ資源について、自主規制、厳しいTAC管理をしてもそちらの資源が増えないということがないような日本海全体で考慮する必要がある。

水研機構で使用されている沖底船のCPUEについて、日本海は少ないスケトウダラTACを考慮しながらの操業をしているので、1日の操業も数海区に及ぶ。その中で、漁獲成績報告書に記載するのは1海区であり、その場所でマダラを漁獲したのかさえ不明である。その上、沿岸漁業の漁獲努力量のデータも全く得られていないということでの資源評価は信ぴょう性がない。

スケトウダラ日本海系群については20年以上TAC管理をしているが、資源評価については、調査船調査に加えて、あれだけデータがある中で、評価については、毎年大きくぶれている状況であり、マダラについての調査船調査等の実態はどうなっているのか。沖底船は混獲する漁法であり、スケトウダラに加えてマダラまで数量管理をすることになれば、一魚種のTACが足りなくなること、操業が出来なくなることもあり、漁業経営に大きな影響を与えることを危惧する。

マダラは1個体が大きく入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算している現状でありそもそも数量管理が出来るのか。厳密には1尾毎に重量測定をして数量管理をするべきであり、それは絶対に無理な現実がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告について、入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算している現状であり、例えば、特に大型魚の1尾入れ、2尾入れ等は実際の重量は、銘柄別で全く違うのをどのように扱うのか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価書によれば、MSYを実現する水準を上回るか否かは、現段階では困難と考えられるとの説明で、2系ルールによる評価では、資源管理目標の信頼性が欠ける。また、不確実性が高くなることで、出された評価に対して、ABCはどんどん小さくなる。きちっとした、漁業現場が納得するような資源評価がされてから管理目標を導入すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオが出せるような資源評価になっていない。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

銘柄別での重量換算が適切なのかの証明がされない数量管理には疑問。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖底船は日本海では6月16日から9月15日は禁漁期間となっている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全道的にマダラが陸揚げされている状況で、関係する漁業者全てからの意見を聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価の精度の問題。2系ルールで沖底だけの漁獲データを使用している点。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

マダラを漁獲している全ての漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 参考人

氏名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

沖合底びき網漁業では多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため操業そのものを控えざる得ない等支障が出ることを懸念。

このため、まずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示するとともに、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

当該資源については、沿岸漁業による漁獲量が沖合底びき網漁業より大きい中で沖合漁業の漁獲成績報告書のみで資源評価がなされており評価の信憑性に懸念がある。

また、北海道周辺のマダラについてはロシア海域からの流入も十分考えられ、その数量的な解明が出来なければ「跨り資源」として扱うのが妥当。

さらに、マダラは生態的に上位に位置する魚類であることから当該資源の増加が他の資源に与える影響も考慮することが必要。

なお、マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば管理開始の時期は本州の系群も合わせて全国一律で行うべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

マダラは様々なサイズが漁獲されており、特に大型サイズの漁獲量の把握が現地でどのように扱われているか不安。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲の5割にも満たない沖合底びき網漁業の漁獲データを用い2系ルールでの資源評価であることから評価の信憑性を懸念。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

マダラの流通を踏まえると、数量管理を実施するのであれば管理開始の時期は本州の系群も合わせて全国一律で行うべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては6月16日から9月15日が禁漁となっている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

北海道日本海側（小樽、稚内）における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業においても多く利用されている資源であることから関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

当該資源を利用する全ての漁業種類。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

マダラ資源のこれまでの変動原因、少なくとも最近の増加要因を解説してほしい。

管理手法検討部会で整理された課題への対応策も含め関係漁業者の理解を得た上でステークホルダー会議開催をすべき